

○緊急消防援助隊の情報連絡体制（次頁参照）のうち、「緊急消防援助隊運用要綱」において指揮・管理を行うものとされている部分（次頁の赤字・赤線参照）は、デジタル方式への移行過程における広域応援時において、現状と同等の通信手段を確保するものとする。

○なお、その他の部分（次頁のオレンジ色の点線参照）についても考慮する。

（参考）「緊急消防援助隊運用要綱」（最終改正 平成20年8月27日 消防応第152号）

## 第5章 応援等指揮活動

（指揮体制）

### 第16条 （略）

#### 2・3 （略）

4 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

5 中隊長は、都道府県隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

# 最低限確保すべき無線運用レベル(案)

別紙1

## 【緊急消防援助隊内部】

- ①指揮支援本部一都道府県隊長間（注1）は、**指揮・命令等**に、全国共通波を使用
- ②都道府県隊長一部隊長・隊長等（注2）は、**指揮・命令等**に、各県の県内共通波を使用  
※部隊長等・隊長等内部間（注3）は、**指揮・命令等**に、各県の県内共通波を使用
- ③同一都道府県隊内部の部隊長・隊長等間は、連絡・調整・傍受等に、県内共通波を使用
- ④都道府県隊と他の都道府県隊間は、指揮支援本部を経由しない連絡・調整等に、全国共通波を使用

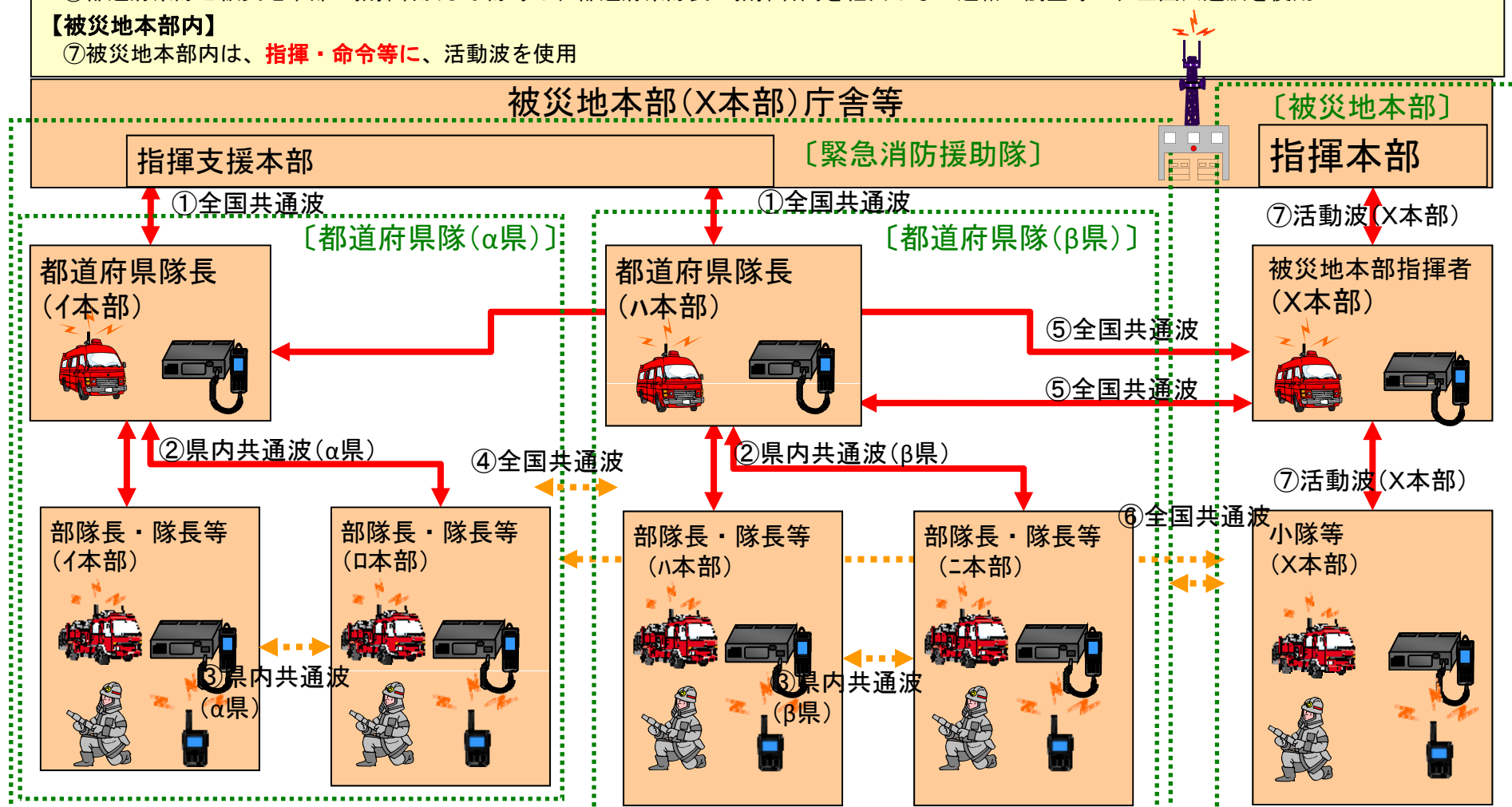
注1：比較的長距離と想定  
注2：比較的近距离と想定  
注3：一つの部隊長・隊長等は、同一現場内で活動すると想定

## 【緊急消防援助隊一被災地本部間】

- ⑤都道府県隊長一指揮者間は、**連絡・調整等**に、全国共通波を使用
- ⑥都道府県隊と被災地本部の指揮者及び小隊等は、都道府県隊長一指揮者間を経由しない連絡・調整等に、全国共通波を使用

## 【被災地本部内】

- ⑦被災地本部内は、**指揮・命令等**に、活動波を使用



# 通信距離イメージ

